

総合資源エネルギー調査会  
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会  
第50回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会

日時 令和5年3月2日（木）17：00～18：51

場所 オンライン会議

## 1. 開会

○能村新エネルギー課長

定刻になりましたので、ただ今から大量小委第50回の会合を開催いたします。

本日の会合もオンラインでの開催となります。何かトラブルですとかご不明な点がございましたら、事前に事務局からご連絡させていただいておりますメールアドレスや連絡先までご連絡いただければと思います。

本日は、大橋委員、荻本委員がご欠席となっております。

それでは、事後の進行につきまして、山内委員長にお願いできればと思います。よろしくをお願いします。

## 2. 説明・自由討議

(1) 再エネ業務管理システムの不正閲覧議案について

(2) 再エネ予測誤差に対応するための調整力確保費用

○山内委員長

はい。

それでは、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の第50回会合の議事に入りたいと思います。

まずは、本日の資料の確認をお願いいたします。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。配布資料一覧にありますとおり、議事次第、委員等名簿、資料1といたしまして、再エネ業務管理システムの不正閲覧事案について、資料2といたしまして、再エネ予測誤差に対応する調整力確保費用についてをご用意してございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

本日は、この資料について事務局からご説明いただきます。その後、資料1について送配電網協議会、それから電気事業協議会からそれぞれコメントをいただき、議論に移ればと思います。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○能村新エネルギー課長

はい、事務局でございます。まず、資料の1をご覧くださいければと思います。

資料の1でございます。再エネの業務管理システムの不正閲覧事案についてというものでございます。

ページを1枚おめくりいただきまして、資料の1ページ目になります。

再エネ特措法に基づきまして、FIT制度、FIP制度の買取業務を行っているわけでございますけれども、こうした認定情報などにつきましては、一元的に管理する再エネ業務管理システムを構築しているところでございます。このシステム自体は、経済産業省が管理するシステムとなっております。

こうしたシステムを構築する中で、各一般送配電事業者の方々に対しまして、当該事業者の方々も再エネ特措法に基づき買取業務を行う必要な範囲内の情報閲覧につきまして許容してきているということでございます。特に2017年の法改正を踏まえまして、現在、送配電買取になってございますので、システムの移行に伴いまして、2018年8月から各一般送配電事業者の方々には各供給区域内の認定設備情報のみ閲覧できる権限を付与してきたというところでございます。

同時に、再エネ特措法に基づきまして、その法律の第19条になりますけれども、法律に基づきまして一般送配電事業者の方々に対しまして、当該FIT制度に関する業務で得た情報の目的外利用を禁止しているところでございます。

今回の事案の概要というところで、1ページ目の下のところに書いてございますが、2月3日の金曜日でございますが、東京電力パワーグリッド社から、同社に対し付与していた再エネ業務管理のシステムのアカウントにつきまして、東京電力エナジーパートナー社の一部社員が利用し、認定事業者の情報の一部を閲覧していた恐れがあるとの連絡が当庁にあったところでございます。その後、2月6日でございますが、情報漏えいの防止という観点から、全ての一般送配電事業者向けのアカウントの利用を直ちに停止したということでございます。

こうした中で2月10日でございますが、東電PG社、またEP社、そして全ての一般送配電事業者に対しまして、再エネ特措法に基づく報告徴収を実施したというところでございます。

また、2月16日までの間に、全ての一般送配電事業者・みなし小売電気事業者におきまして、同様の事案が発生したということも判明したところでございます。こうした中で各社、みなし小売りを含めまして、事案の詳細調査のために報告徴収を全てに対して行っているというところでございます。2月24日、同日までに全ての報告徴収に対する回答が届いているという状況でございます。

上のボックスの2つ目の黒丸に書いてございますとおり、経済産業省といたしましては、今回の事案を非常に重く受け止めてございまして、各社に対しまして報告徴収の結果を踏ま

え必要な措置の検討を行っていくということでございますし、一般送配電事業者の方々の情報管理のあり方、また再エネ業務管理システムの運用のあり方も含めまして十分に検証を行いまして、再発防止を徹底してまいりたいと考えてございます。

後ろのページ以降につきましては基本的には参考資料ということでございますが、2ページ目をご覧くださいますと、2月10日に公表いたしましたプレスリリースにつきまして抜粋をさせていただいております。

また、2ページ目の中ほどにつきましては、それ以降、順次判明した段階でプレスリリースを行いながら再エネ特措法に基づきます報告徴収を行っている旨、プレスリリースをさせていただいているところでございます。

3ページ目でございますけれども、残念ながら全ての社におきまして、そうした事案が確認されたということで、全ての一般送配電事業者の方々に加えまして、みなし小売の方々につきましても再エネ特措法に基づく報告徴収を実施したというところのプレスリリースになっているところでございます。

4ページ目ですが、報告徴収に関しまして、それを回答いただいた際に各社さんにおいてもプレスリリースなどを行っておられるというところでございます。4ページ目の上段に書いてございますけれども、これは東京電力パワーグリッド社のプレスリリースの概要でございますが、東電PGにて把握した事案として、ここに掲げてあるような東電EP側におきます小売買取の時の交付金申請というところの交付金申請を広域機関にさせていただく際の申請エラーがあった時の確認を目的にID等を提供した事案など、ここに書いてあるようなことにつきまして確認をされたといったプレスリリースもされているところでございます。

いずれにいたしましても、現在、経済産業省資源エネルギー庁のほうにおきまして、報告徴収を受けた、それら事案につきまして、精査をしているところでございます。

また、こうした事案につきましては、資料5ページ目でございますが、他のさまざまな委員会でもご議論いただいているところでございます。電力・ガス取引監視等委員会におきましても、再エネ特措法に関する情報管理について、この事案の概要についてご報告をさせていただいているところでございます。

また、資料の6ページ目でございますが、経済産業省におきます緊急指示も2月10日にやっているというところでございまして、この情報につきましても、ここに掲げさせていただいております。

最後、資料7ページ目ですけれども、再エネ特措法上の規定というところにおきまして、一般送配電事業者の禁止行為として、目的以外利用の禁止というところの参考の条文を掲げているところでございます。

今回の事案を踏まえまして、先ほど申し上げたとおり、しっかり報告徴収の結果を精査いたしました上で、送配電事業者・小売事業者の方々の情報管理のあり方、また再エネ業務管理のシステム運用のあり方につきましてしっかりと見直しをし、十分検証した上で、

再発防止などについて徹底してまいりたいと考えてございます。

資料1の関係は、以上でございます。

○小川電力基盤整備課長

続きまして資料2、再エネ予測誤差に対応するための調整力確保費用になります。

まず、スライド1をご覧くださいと思います。

本日のご議論ということで、論点を2つ分けております。まず、前半部分が2022年の1～12月に生じた交付額と調達の実績額との差の扱い、こちらにつきまして事後調整ということで23年度、交付に盛り込んでいくに際してどの範囲にするかというのが前半部分。後半部分は、2023年度三次②の確保費用見込みをどう見ていくかという議論になります。

まず前半、スライド3ページ目になります。前回のご議論というところで、まず差額のうち、今後は費用計上が認められないというところについては、基本的に算定対象から除外するという方向性をお示したところでありまして、これにつきましては、スライドで言いますと5ページ目になります。

まず、この三次②の性質でありますけれども、一般送配電事業者がFIT発電事業者に代わって調整している費用ということで、現実に要した費用についてはFIT交付金で適切に手当てすることが原則ということでありまして。

一方で、国民負担を原資とするFIT交付金において、今後費用計上が認められない費用を全て、そのまま発生したからということで負担することは妥当性を欠くという中で、どういう形で今回費用を見ていくかというところ。これにつきましては、前回の小委員会でもさまざまご意見をいただいたところでありまして。

特にスライド4ページに戻りますと、4ページの下に表があります。右下、合計というのが、この270億、トータルというところではあるのですが、エリアごとに見た時に、中部エリアは約250億ということで非常に大きくなっているという点。これにつきまして、よく内容を見てからでないと全体の考えを整理するのが難しいというところで、ここを特に今回、内容の確認を行ったというところでありまして。

戻りまして、3スライド目になります。3つ目のポツになりますけれども、この費用、特に中部エリアの内訳、影響額というのを調査したところ、以下のとおりということで、まず1つ目は中部エリア、合計額、影響額約250億円という形で前回の資料で示されておりましたけれども、内訳を確認しましたところ、見直しで減る部分と増える部分とある。それらが打ち消し合ってトータル250億円ということでありました。

減る部分だけで言いますと約260億円ということでありまして、これを要因ごとに分けましますと、持ち下げ供出というのが半分以上を占めていたということ、そしてその他、経済差し替えなど、あるいは起動費の重複計上があったというところで、まずこの要因のところを順番にご説明したいと思っております。

一番最初、持ち下げ供出、最も額が大きくなったものにつきましては、スライド6ページ目をご覧くださいと思います。スライド6の下に持ち去り供出イメージというのが

あります。これは下に、G 1、G 2、G 3、G 4という棒が並んでおりますけれども、このG 1というのを新たに立ち上げる。それに伴って、G 2、G 3、G 4が少し下がっておりますけれども、下げられるようになることで、ここで持ち下げ分を需給調整市場に出せるようになるということ、この行為を持ち下げ供出というふうに呼んでおります。

その際に、青の枠囲いで右のほうに調整前 $\Delta$  kW単価というのがあります。ここでG 1という新たに立ち上げるところが一番、ここでいいますと単価が高くなっております。この場合にG 1という新たに立ち上げるものが、この中で一番高いということで、そのまま市場に入れた場合に、もしかすると市場で約定しない可能性があるということで、下にありますけれども、調整がなされていたと。G 1というのが一番低くなるように価格設定がなされていたということでありまして、これにより差額部分について、トータル約 135 億円が生じていたというのがまず1点目になります。

続きまして、経済差し替えというのが8ページ目にありますけれども、こちらは一般的にも行われる差し替えという形。何かといいますと、約定した時点から実需給までの間の変化に応じて電源の最適運用をしていくという中で、例えば約定した電源よりも安いもので、この調整力を確保できるということでいいますと、その高いほうを起動しなかったりといったような場合があります。こういったことによる差額というのが経済差し替えになります。

また、3つ目、起動費の重複計上、9ページ目をご覧くださいと思います。下にイメージが4つありますけれども、左下をご覧くださいと、ブロック、縦の棒が4つ並んでおります。これは、それぞれの時間帯に応じた入札とお考えください。その際に起動費というのがオレンジ部分でありますけれども、一回一回の入札、連続する時間でそれぞれに、この起動費というのが織り込まれているケースになります。

これらが全て約定した場合には、右のほうの絵になりますけれども、一回起動すれば、その後の残り3回分は不要になるわけですけれども、結果的にはこの起動費が重複して計上されることになると。これが起動費の重複計上になります。

こうした中で、これら大きく分けて3つの費用について、再エネ賦課金を原資とした交付金という観点からどのように整理するかというのが10スライド以降になります。

まずは起動費の重複計上、金額で言うと約16億円というところでありまして、これにつきましては2022年、昨年1月の時点で電取委の会合において、そもそも整理がなされていて、これ自体が応札価格には費用としては認めないということで整理されておりますので、そもそもこのFIT交付金を出す・出さないというところの議論以前のことかと考えられます。

それにつきましては、これは事業者間での話ではありますけれども、そもそも応札価格に含めるべきでないという点から言いますと、発電事業者において中部PGに返還することが妥当と考えられると整理しております。

続きまして、経済差し替え、あるいは機会費用などの計上ということで、こちらは約

109 億円になります。この行為そのものは発電事業者が自ら行う、常に経済性を追求して合理的な最適運用を図るという意味での取り組みになります。これ自体は不適切なものでは全くない、むしろ合理的な取り組みと考えられます。

一方で、こういった取り組みによる便益と、言ってみれば浮いた費用というところにつきましては発電事業者にのみ帰属すると。これによって例えば何か応札量が増えてといったようなことがないという意味では、発電事業者にのみ帰属するということがありまして、今後はというところで言いますと、電取委のほうの議論を踏まえて、例えば実際にはかからなかった費用、起動費というのは返還するなどの対応というのが求められていくものがあります。

こういった費用につきまして、国民負担を原資とする F I T 交付金で手当てすることは妥当性を欠くのではないかと考えられます。その場合に、この費用の扱いというところにつきましては、こちらも負担の公平性の観点から、事業者同士で協議というのが妥当と考えられるところであります。

最後、3つの中で最も多い持ち下げ供出というのは12ページになります。こちらは先ほどの経済差し替えという、自らの経済合理性の追求という行為とは少し性格が異なりまして、もともと需給調整市場での取引が始まった2年前において、特に中部エリアにおきましては需給調整市場での売りの応札量というのが少なかったという状況に対応して行われた取り組みというものになります。

当時、どうやったら売り応札量を増やせるのかといった議論が行われていたという中で、売り応札量を増やす、先ほどで言いますと、例えば新たに別の電源を立ち上げることで、結果的に市場に出せる応札量を増やすことができると、そういった背景から行われた取り組みということでありまして、実際にこれによって応札量が増える、そして約定量が増えることにつながっているという意味では、単に個別の発電事業者に帰属という、その便益は発電事業者のみということではなくて、広く社会全体に帰属すると考えられるところであります。

こういった費用については、基本的には F I T の交付金の対象とすることとしてはどうかというところでありまして。しかしながら、対象費用は常に、当然にはありませんけれども、このケースで言いますと、応札量の増加に不可欠であった範囲というのに限定する必要があるありまして、例えば必要以上に応札価格がプラスされているような場合には、その部分は対象外とすべきと考えられるところであります。

また、この取り組み自体は全体の応札量を増やすという中で行われておりますけれども、そこでのある意味、価格付けのところ、結果的には今後は別の方法、あるいはその価格の扱いについては、今般のガイドラインなどの見直しというところで扱いが変わってくるということ踏まえると、電取委において調査が始まった後の部分というものは対象としない、逆にそれまでの間のものということで限定してはどうかと考えられるところであります。こういった場合には、全体の影響額、約260億円というところのうち、約50億円

というのは交付金の対象とすることとしてはどうかと考えられます。

これを前提とした場合に、次の 13 ページになりますけれども、2023 年度の交付金に回るところの 2022 年の差額部分というものにつきましては、合計約 617 億円程度となる見込みであります。

前半部分の最後、14 スライド目であります今後の市場監視等のあり方というところで、今回、電取委におきまして、昨年夏の市場価格の動向などを踏まえて積極的な調査・分析を行った結果、削減額、昨年の例でいえば、試算でいえば約 270 億円ということで、今後ずっとこれが効果として続くわけですから、大きな取り組みであったと考えております。

一方で、こういった市場監視、あるいはまだ始まって日の浅い市場ということもありまして、こういった市場監視、取引の適正化というところは不断に行われる必要があるということと、ルールの見直し、ガイドラインの改正、議論が始まってから最終的にガイドラインが変わるには一定の期間を要するという中では、こういったルールで新たな方向性を踏まえて、事業者においては一定の今行っている取引というのが適切かどうかというのは、常に見直すということが求められると考えられます。

電取委においては、引き続きこういった市場の監視というのをしっかり行っていただくことが期待されることでありまして、一方で資源エネルギー庁、あるいは広域機関においては、この取引の例えば調整力の必要量というところのさらなる適正化を進めるなどということで、市場関係者全体で三次②の調達費用全体の適正化に今後ともさらに努めていく必要があると考えるところであります。

○能村新エネルギー課長

後半でございます。論点の 2 と書いてございますけれども、15 ページ目以降です。2023 年度の調整力確保費用の金額水準というところでございます。

資料 16 ページ目をご覧くださいいただければと思います。

前回におきましても、2023 年度の交付金活用に向けまして、いわゆる効率化係数ですとかインセンティブ設計ということで、2023 年度の確保費用に向けては、その量をしっかりと適切な形にしていくという中でご議論いただいているところでございます。

16 ページ目の 2 つ目の黒丸に書いてございますとおり、これまでご議論いただいたところとしては、1 つに効率化係数ということ。全体として合理化を進めていくということ、また各社さんにおける取り組みを促すインセンティブということ、横軸と縦軸という 2 つの軸で取り組みを促していけないかということでございます。

しかしながら、これまでのご議論いただいているとおりですが、三次調整力②の必要量につきましては、エリアごとに異なる再エネの導入状況、設備状況ということ、また天候などについてもそうだとおっしゃってございまして、さまざまな外生的な要因というところもしっかりと勘案していくということでございます。その上で、送配電事業者の方々におきます再エネ予測誤差の低減に向けた取り組みというところについて、しっかりと促進できるような仕組みということのご議論を賜ってきたところでございます。

こうした中で、効率化係数につきましては、過去の三次②必要量の実績値の変動のうち、共同調達の開始ですとか仕組みの変更による影響、また天候の影響などを控除した上で、送配電事業者のご努力によりまして変動可能と考えられる範囲を算定し、使用してはどうかというものでございます。

具体的には右下に図を描いてございますけれども、必要量の変動量というところで、2021年の4月～10月、また2022年の4月～10月の同期間というものを比較してございますが、その変動量が27.2億 $\Delta$ kW・h分削減されているということ、約15%相当分が削減がされていたというところでございます。

この内訳の要因を見ますと、共同調達などによる変動が約11%、天候による変動が約0.5%、また気象予測精度向上による変動が約3%ということで、その残差に相当するところが送配電事業者方々のさまざまな工夫、取り組みというところが考えられるところでございます。

この差分を取りますと、おおむね年で約0.5%程度というふうに見受けられますので、こうした全体としてご努力いただく、そういう効率化係数につきましては、年0.5%と設定してはどうかというものでございます。

また、当然でございますけれども、今後の取引実績等を踏まえ、必要量を精査の上、定期的にこれは見直ししてくとしてはどうかというものでございます。

続きまして、2つ目の軸でございます資料20ページ目をご覧くださいいただければと思います。インセンティブ設計でございますけれども、レベニューキャップにおけますインセンティブ設計なども参考といたしまして、各事業者の方々の前年度からの改善率、いわゆる縦比較と他社の改善率との競争力を比較との双方を考慮してはどうかというものでございます。

その際、2つ目の黒丸に書いてございますけれども、評価に使用する $\Delta$ kW改善率につきましては、昨年度、前年度からのFIT設備量の増減による必要量の変動ですとか、また先ほどと同様に気象実績等の必要量の変動などを控除するというところで、可能な限り各事業者間の取り組み自体を評価できるような考慮が必要というものでございます。具体的な改善率につきましては、下段の左のほうに書いていますところでございます。

こうした中で、具体的な設計につきましては、資料の21ページ目をご覧くださいいただければと思います。インセンティブ設計につきましては、縦比較を行うという際におきましては、効率化係数以上の規模での必要な削減を促すという観点からは、 $\Delta$ kW改善率の数値がプラス・マイナス0.5%程度改善、または悪化したという、そのゾーン以上の取り組みというところに着目してはどうかというものでございます。

具体的には、2つ目の黒丸に書いてございますけれども、効率化係数により削減を促すという中にありましては、具体的なインセンティブ、ペナルティー設計も重要でございます。交付金総額に与える影響も当然勘案する中で、それぞれプラス・マイナス3%としてはどうかというものでございます。こちらにつきましても、取引実績などに応じまして必要量を精査の上、しっかりと見直すということは必要だというふうと考えているところ

でございます。

今回、3つ目の黒丸に書いてございますが、 $\Delta$  kW改善率が0.5%以上かつ上位3位グループというところにおきましてプラス3%のインセンティブ付与の対象とするということで、具体的には関西、四国、北陸の3社の事業者の方々、一方で $\Delta$  kW改善率がマイナス0.5%以下かつ下位の3位に該当するものとしたしまして、ペナルティー対象となるところは、東北の事業者という形でございます。下段に、このようなインセンティブの考え方を記しているところでございます。

こうした中で、資料23ページ目をご覧くださいいただければと思います。2023年度の再エネ予測誤差に対応するため、まず調整力確保費用の金額水準を見込むに当たりまして、市場実績を可能な限り反映するために、2022年1月～12月の三次②取引実績を活用するということが考え方の基本でございます。その際、需給調整市場ガイドラインおよび取引規程の改定を踏まえ、算定に使用する調達見込単価を算定するというものでございます。具体的には、下に記載してございますけれども、一番右下に書いてございますとおり、平均では6.2円/ $\Delta$  kW・hという形になっているというものでございます。

この6.2円/ $\Delta$  kW・hというところをベースに、次のスライド24ページ目でございますけれども、2023年度の交付金活用に際しましては、先ほどの調達単価を踏まえつつ、先ほどのインセンティブ効率化係数ですとかインセンティブを考慮した取引実績量を掛けるということで、エリアごとの交付金活用額を算出したものでございます。

この結果、一番右下の合計額でございますけれども、2023年度交付金の見込額につきましては、1,207億円程度というものを見積もっているものでございます。

事務局からは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは、送配電網協議会、平岩事務局長からご発言願いたいと思います。

○平岩オブザーバー

ありがとうございます。送配電網協議会の平岩でございます。

前回、本小委員会でおわび申し上げました一般送配電事業者における新電力顧客情報等の漏えいの事案に続き、一送全社において経済産業省殿から付与いただいた再エネ業務管理システムのアカウントの管理不備等により、みなし小売電気事業者の従業員が情報の一部を閲覧していた事案が判明いたしました。一般送配電事業者を代表し、改めて深くおわびを申し上げます。

弊会は、本件を含むこのたびの不適切な情報管理事案を重く受け止め、送配電業界内で法令等順守の徹底に向けた取り組みを推進するため、送配電コンプライアンス委員会を新たに設置することといたしました。

同委員会では、外部有識者の知見やご意見をいただきながら各社の情報の共有と連携に努め、再発防止策の実効性をより高める取り組みを業界としてもしっかりと進めるとも

に、法令等順守の徹底に取り組むことを通じて社会の皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

私からは以上でございます。

○山内委員長

続いて、電気事業連合会、早田理事にご発言願います。

○早田オブザーバー

電気事業連合会、早田でございます。委員の方々の前に発言させていただきまして、ありがとうございます。

複数のみなし小売電気事業者における不適切な顧客情報の取り扱いに続きまして、ご説明いただきました資料1のとおり、のみなし小売電気事業者の全社が一般送配電事業者に付与されましたIDを利用して、再エネ業務管理システムによってFIT認定事業者の情報を閲覧していたことにつきまして、事業者を代表して改めて深くおわび申し上げます。

弊会では、本件を含めたこのたびの事案を重く受け止め、加盟会社各社の社長と外部のコンプライアンスに精通された弁護士をメンバーといたします企業倫理等委員会において、各社の事案や、その原因と対策、ベストプラクティスの共有を行い、横串を刺すチェック機能の検討も含めて再発防止の徹底に向けた取り組みを行うことといたしました。

今後も、コンプライアンスの徹底に真摯かつ不断に取り組むことを通じて、社会の皆さまからの信頼の回復に努めてまいります。

私からは以上でございます。

○山内委員長

続いて、東京電力パワーグリッドからの発言希望が出ていますが、岡本オブザーバーでよろしいですか、ご発言は。

○岡本オブザーバー

東電パワーグリッドの岡本でございます。資料1でご説明いただきましたとおり、弊社におきましても東電EP社員がFITの非課税事業者さまを確認するために、弊社の社員から不適切なID・パスワードの提供を行ったという事案がございました。この場を借りまして深くおわび申し上げたいと思います。これは一般送配電事業、ひいては電気事業そのものに対する信頼を損ねることになりまして、深刻な事態と受け止めております。

現在、一般送配電事業者の中立性、信頼性、あるいは健全性確保のために、行為規制の順守はもとより、広く法令順守に関わる実効的かつ追加的、非連続な取り組みが必要であると認識しておりまして、弊社としても直ちに社長をトップにする体制を構築いたしまして、管理体制や仕組み等の構造的な課題の解決を志向いたしまして検討を始めてございます。平岩さんからもお話がありましたけれども、送配電網協議会とも協力して進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは、全体をご議論いただきますけれども、一応今の不正閲覧については報告というところでございますが、何かご質問等、あるいはコメント等あれば、まずはこの件について伺いますが、いかがでしょう。

エネットの谷口オブザーバーのご発言ご希望ですかね。どうぞ、ご発言ください。

○谷口オブザーバー

ありがとうございます。

今の関連であります。資料1の1ページのところで、今回、各社に対する報告聴取の結果を踏まえて必要な措置を検討ということになっており、先ほどご説明いただいたとおりにかと思いますが、改めて述べさせていただきたいということは、わが社も当時、再エネ買取制度の下、FIT電力を購入しておりました。われわれ新電力が購入する際には、一般送配電事業者に対して発電量調整供給契約の申込書を提出する必要がございました。わが社の場合でも、8,000件を超える事業者に対して契約に記載する発電所情報などを発電事業者1件1件から関係資料を入手し確認、それから記載、提出といった膨大な時間を要して対応していたということがございますが、今回、システムへのアクセス可能ということであれば、こういった発電事業者への確認ということなく、迅速に対応ができたというのが事実としてあることでございます。

こういった行為の中、みなし小売電気事業者の方々のほうが、あたかもサービスの提供レベルが高いというふうに相手には誤解を与えるということがありますし、実際、現場に聞いてみると、電力会社さんのほうは求められなかったのに、新電力は求めるのですねというような声も実際上がっていたと聞いております。

効率化とか申請があるかどうかということも、もちろん重要なポイントになると思いますが、競争に及ぼしていたということ自体は問題として十分認識した上で、対応・対策というのを今後検討お願いできればと思います。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。他にいらっしゃいますか？

この件については、実態を精査している途中であると報告を受けております。

松本委員ですね。松本委員、どうぞご発言ください。

○松本委員

山内委員長、ありがとうございます。

私からもこの点について1点お伺いしたいと思ったんですけれども、今回、大手電力会社の一部の社員の方が利用して、再エネ電気の利用の促進に関する特別措置法の認定事業者の情報の一部を見ていたということなんですけれども、今回、事務局に出していただきました資料では、見ていたという事実しか書いていなかったの、一体何を目的に、どんな情報を見ていたのかという報告を知りたいと思ったんですが、先ほど東電パワーグリッ

ドの岡本さまが、F I Tの非課税事業者を確認するために閲覧していたというお話をしていただきました。

今回、何を目的にどんな情報を見ていたのかというところが気になったんですが、他の大手電力も同じようにF I Tの非課税事業者を確認して、いわゆる競争の観点から参照していたということでもよろしいのでしょうか。教えてください。よろしくお願いします。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。まさに今、報告徴収の中で、各事業者の方々が、どういった情報にアクセスをし、どういった目的でそれを活用していたのかなどにつきましても報告徴収でいただいているところでございます。

その中で、先ほど各社さんにおきまして、既に各社さんのほうから公表されている内容といたしまして、資料1のところを参考として掲げてございますけれども、当然、先ほどありましたような非課税事業者の確認を目的に確認をしたといったものですか、そうした非課税事業者の方々のステータスが分からないと、結局、交付金申請エラーが発生してしまうなど、こうしたところもあるということでございます。

また、真ん中の4ページの中ほどに書いてございますけれども、申し込み内容と国の認定情報との相違点などについての確認など、こういったことにつきまして発電者からの問い合わせ対応なども含めてやっておられたということなども、これは既に公表を各社さんからされているところでございます。

また、中部電力ミライズさんのプレスリリースによりますと、他の小売事業者が契約する発電設備の認定情報を使用した事実は確認されていないということも公表されておられます。

もちろん私ども、ご徴収を受けている点につきましては、さらに各社のいろいろなさまざまな調査結果についてご報告を受けておりますけれども、まさに今現在、そこについては精査、確認しているところでございますので、またこうした整理をした上で、分析をした上で、大量小委におきましてもご報告をさせていただければと考えてございます。

以上です。

○松本委員

ご説明いただきましてありがとうございます。

○山内委員長

それでは、桑原委員、どうぞご発言ください。

○桑原委員

ありがとうございます。

荻本委員からの委員意見にも書かれていたところですが、今まさに原因究明、再発防止策を検討されているところだと思いますが、その結果、むしろ業務上の必要性、あるいは効率性、正当な目的のために、こうした情報共有が必要な場面があるということが判明するような状況でございましたら、利用目的を再整理、明確化をし、情報のアクセスの方法

や管理のあり方について併せて整理をしていただき、よりよい方向になるように整理をしていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、大石委員、どうぞご発言ください。

○大石委員

聞こえておりますでしょうか。

○山内委員長

聞こえています。

○大石委員

今回ご説明いただきまして、今調査中ということで、皆さん、前向きなご意見も出ていますけれども、別の会議の折にも発言させていただきましたが、消費者側、需要家の側から見ますと、本来であれば、見たり伝えたりしてはいけないものが漏えいしているということで、かなり不信感につながっているのは事実です。前向きに捉えるということも重要なかもしれませんが、まずは、本来はやってはいけないことをやったということについては、ぜひしっかり反省し、その上での改善策を考えていただければと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

他にいらっしゃいますか？

よろしいですかね。またありましたら、ご発言願えることにいたしたいと思います。

それでは、資料2に移りますけれども、全体を含めてご発言ご希望の方がいらっしゃったら、お願いいたします。

どなたかいらっしゃいませんかね。

長山委員、ご発言ご希望ですかね。どうぞ、ご発言ください。

○長山委員

資料2のほうで、経済差し替えのスライド10にありますように当事者間で解決。持ち下げ供出に関しては、スライド12にありますように、135億円のうち50億円がFITで、残りは当事者間合意ということで、これに賛同いたします。それで、2021年も同じように解決策を考えていただけたらなと思います。それが1点目ですね。

2点目は、スライド4とか5にあります中部電力だけが、こういう問題があるんですけども、これは結構、中部エリア特有の問題に加えて、現在の需給調整市場システムに問題があると思っていまして、中部エリアは東京エリアほど揚水が少ないので問題があると。東京エリアでは揚水がたくさんあるため、JERAの東のほうも積極的な球出しをしないで、結局、言いやすい価格になっているんですけども、中部エリアというのは、JERAが火力しかないところと、あと揚水を持っているのが中部電力再エネカンパニーという

ことで分かれていて、ベストミックスのメリットオーダーで調整力を出せないという点があると思うんですね。

J E R Aの西のほうは、結局、火力電力だけで組み合わせるしかなくて、発電事業者の需給変動リスクを全部火力で埋めないといけないというところから、多分、スライド6、高い価格が付いてしまっているという点もあると思うんですね。

従って、構造的な問題、中部エリアに揚水が少ないという点と、J E R Aと、あと中部で揚水と火力が分かれているという、こういう構造的な問題を今後どう解決していくかということが肝ではないかと思えます。

その点、東北電力さんは、結構うまくやっているんじゃないかなと、揚水が少ないのにうまくやっているんじゃないかなと思ってまして、東北電力さんも状況を調べて教えていただけたらなと思えます。

あと、もう一点なんですけれども、需給調整市場システムですね、現在のkWのプロキユアとするところの問題なんですけれども、今、連系線の三次②は、空き容量を踏まえた全国のメリットオーダーで全体の合格枠を決めた後、自エリア優先での入札にひも付くということですよね。ということは、中部エリアは火力原資メインの割高なひも付けになりやすく、この現在のシステム自体が持続可能性がないんじゃないかなと思えます。従って、今議論されています同時市場への速やかな移行をされるというのが重要ではないかと思えます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、次は岩船委員、どうぞご発言ください。

○岩船委員

はい、ありがとうございます。

資料2について述べたいのですが、荻本委員の意見もぜひご紹介をお願いしたいと思います。私は基本的に荻本委員の書かれた意見に賛同しております。

私は今回の資料2に関しまして、前半の部分に妥当であると書かれたところは、全然妥当に思えませんでした。

まず、今回、民間事業者が経済性を最大限追求するというのは、自由化したのですし、当然だと思います。基本的には賦課金が国民負担だから、あらゆるものに枠があるというのは少し整理としてどうなのか。ただ、ルールがある程度瑕疵（かし）があったので、それに関しては国民負担とするしかないのではないかと思います。

一番最初にきちんと知りたいのは、今回の特に中部電力エリアですけれども、発電事業者さんがやったことがガイドライン違反にあたったのでしょうか、そこをまずはっきり答えていただきたいと思えます。起動費の二重計上のところはあったのかもしれませんが、それ以外に関しては、経済差し替えおよび機会費用等の計上、持ち下げ供出に関し

ても、内容について監視委制度設計専門会合のほうで整理されたのが11月の終わりだということのようです。これに対して、それより前の返還を求めるといのは明らかに遡及適用と言えるのではないのでしょうか。どういう理があつて、これを返還しろと言えるのか私には全然理解ができません。

かつ、返還しなくてはいけないのだとしたとしても、民民、中部電力事業者さんと発電事業者さんの間で協議しろみたいな、少し国のやり方として無責任ではないかと思ひます。

ですので、その辺りの話も含めて、荻本委員の資料がすごくよく書かれていると思ひますので、ご意見を紹介していただきたいと思ひました。

私、もちろん賦課金が増えるのは望ましくないと思ひますけれども、ただ国民の負担が増えるから負担しないという理屈は成立しないと思ひます。ルールの上適用というのは、例えばFITの初期の40円買い取りで賦課金が膨らんだみたいな話と、ある意味同じことだと思ひるので、だれこれだつて遡及措置が適用できないから、結局、回収はできませんでした。

今回、何が違うかという、発電事業者が旧一電系であつたということだ。これは、国によつては裁判が起こつてもおかしくないことになり得るかもしれないと思ひますけれども、この辺り、私には理があるとは全然思えなかつたので、少し、ガイドライン違反があつたのかなのか、そういった視点からもご検証をいただきたいと思ひました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

今、荻本委員からの意見書の紹介がありましたので、事務局から簡単に紹介していただけますか。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。参考資料の1というところでございます。

委員意見というところで、意見のところを中心に述べさせていただきたいと思ひます。資料の1の関係もでございますので、先ほど桑原委員からもご指摘いただきましたけれども、再エネ業務管理システムの不正閲覧のほうについても意見をご紹介させていただきます。

今回の不正閲覧の事案については、再発防止を徹底するとともに、再生可能エネルギーをはじめとするデータ活用のためのシステム整備という面についても検討し、社会全体の効率化を追求する機会としていただきたいということでございます。

また、今、岩船委員からご指摘いただきました資料の2の関係のご意見というところでございます。

論点の1といたしまして、交付額と調達実績額の差額への対応というところでございます。ご意見につきましては3ページ目のところになりますけれども、1つ目のご意見でございます。

まず、ルールに基づく支払いの必要性の確認までを本委員会ではっきりさせることが必

要と考えるということ。また、2つ目のご意見、一方でFIT賦課金側の使途の面では、実費用出ない部分については支出しにくいという事情があることも事実と考えるということ。また、3つ目のご意見でございます。そこで、発言事業者と送配電事業者それぞれの理解が得られれば、会計処理などが終わった内容であっても、新たな電力システムを育てていくという共通の意識等の下で発電事業者から送配電事業者への返還することは可能と考える。ただし、そのためには本委員会および関係各所において決定した需給調整市場のルールの不備により生じた処理について、関係者全体の理解と合意の下で修正するという考え方を明示することが不可欠と考えているということでございます。

また、論点2、2023年度の調整力確保費用の金額水準ということでございます。

前回からもご意見いただいているところでございますけれども、ご意見のところのポイントでございます。インセンティブを使って効果的に実施できる一般的な業務効率化ではなく、資料でも述べておるインセンティブの導入は不適切であり、むしろ気象予報や電力システムなどの実務家および研究者など、さまざまな知見を集めて実施することが必要かつ効果的と考えるということ。

2つ目のご意見でございますけれども、こうした取り組みの実施のためには、前回でもご意見いただいておりますけれども、データを公開して衆知を集める形で、合理的な形で費用負担の抑制を目指すべきといったご意見をいただいたところでございます。

事務局からは、ご紹介は以上でございます。

○山内委員長

補足の発言どうぞ。

○小川電力基盤整備課長

続きまして、今、岩船委員から重要なお質問をいただきましたので、途中ではありますけれども、お答えできる範囲でお答えしたいと思います。

まず、ガイドラインの違反があったのかどうかというお尋ねをいただいております。この点は、資料には明記しておりませんが、ガイドライン、経済差し替え、あるいは持ち下げ供出、ガイドライン違反はないというのが大前提であります。ご紹介を割愛してしまいましたが、資料の11ページです。ガイドラインの改定についてということで、資源エネルギー庁側でその議論がなされているのが、日付が右上にありますけれども、昨年12月でありますし、そのガイドライン改定前の話でありますので、この点についてはガイドライン違反というのではない。

むしろ、荻本委員のご意見にありました、ルールがある意味甘かったというのが昨年の状況だと思います。その上で、このルールが甘かったところについて、今度は国民の課金でどこまで見るのかというのが論点かというふうに考えております。

1点、岩船委員からご指摘がありました、誤解なきようにということで言いますと、10ページに記しておりますところと言いますと、ガイドラインとの関係、ルールに違反しているところと言うと、「起動費の重複計上」、こちらは昨年1月からと、そのルール

というのが意味変わってくるという意味での性質、これについては、注の部分では、返還することが妥当であるというふうに考えられる一方、今後のガイドラインの改定をおこなうもの、そのため、これにつきましては、一番下の注にありますように、これ自体を返すべき、あるいは返還せよといった形で言えるものではないということで書き分けてあるものです。事務局からは以上です。

○山内委員長

よろしいですか。また、追加があったら、また後でということ。

次は安藤委員ですね。どうぞご発言ください。

○安藤委員

安藤です。よろしくお願いします。

まず7ページで、左下に事例が書いてありまして、こちらにあるのは、6ページですね、すいません、6ページをお願いします。例において、G1を起動する際に、複数を持ち下げることでバランスを調整するとあるんですが、しかし本当に、このG2からG4まで全てを持ち下げることが必要だったのか。この例ですと、このG2、1台だけでも十分に見えるわけです。

このような観点から、複数を持ち下げることが必ずしも正当化されないのに、複数を下げることによって、その分だけG2からG4に相当する部分の単価引き上げが正当化されてしまうのではないかという点に疑問を持ちました。この点は要確認かと思っています。

12ページにあるように、「ただしFIT交付金の対象費用は、不可欠であった範囲に限定する」という話があって、「例えば」と例示になっていますが、この「例えば」の例示以外にも、この不可欠であった範囲に限定となるので、本当にこの持ち下げが必要なものだったのかということとはぜひご確認の上、適切に対処していただきたいと思っています。私からは以上です。ありがとうございました。

○山内委員長

ありがとうございます。ほかに。あれですか、次は岩船委員、どうぞもう一度。

○岩船委員

ガイドライン違反でなかったあとの2つに関しては言うだけでした。では今回の措置は遡及適用ということになるという認識でよろしいですか。これは、これまで遡及適用はできないという方針に反しているのではないのでしょうか。以上です。

○小川電力基盤整備課長

ありがとうございます。遡及適用かといった意味では、ガイドラインは遡及されません。おそらくおっしゃっているのは、ガイドライン上、違反がない行為であれば、全て再エネ賦課金で見るといいかというご意見かと思いましたがけれども、再エネの賦課金でどの範囲に出すといったことは、ガイドラインと直接結び付いているということではないので、ここで言う、おっしゃった遡及して適用ではないというふうに事務局としては考えております。

○山内委員長

松村委員、どうぞ。

○松村委員

松村です。今回の事務局案を支持します。まず、岩船委員から、例えばFITで40円払うと決めたのとどこが違うのかという議論が出てきていることから分かるように、根本的な誤解があると懸念している。私が誤解しているのか、岩船委員が誤解しているのか、どちらかだと思います。

FITで40円払うと決めたというのは、私もそれ自体は憤懣遣る方無いわけですが、しかし40円払うと決めて、決めたのにもかかわらず払わないという話なら確かに遡及適用。今回の話はこれと全く違います。今回の場合には、もしもともと決めていたのが、それがどのようなものであったとしても、かかった費用は必ず賦課金で負担することが明確になっていて、それを遡及して変えているなら、まさに40円を変えるという話と同じなのですが、本当にそうでしょうか。そもそも、ふさわしい適切なコストに関して負担するというルールのはずで、その適切なコストを、ガイドラインを参照にしながら考えているのが、今議論していること。

したがって、今、事務局から正しく説明があったとおり、ガイドラインとはもちろん関連はしているのだけれど、ガイドライン違反かどうかは一つの参照すべきものではあっても、直結しているものではない。何が適切かを判断している。もしそういう解釈でなく、全額当然に補償するというルールなら、そもそも今まで例えばインセンティブ設計だとかを議論してきたことはすごく変。そんなことする余地がない。インセンティブ設計だとかというのがあって、実際にかかったコストから補正するという議論があること自体が、もともとこれで支払ったものは全て必ず払うという立付けになっていないことを示している。適切なコストについて払うルールになっている。だからこの議論をしてきた。そもそも何で遡及適用なんていう言葉がこの文脈で出てくるのか、何でそんな発想になるのか私には理解できませんでした。

ここでは、これが適切ではないかと事務局が提案しているのであり、それが適切でないという意見はあり得ると思いますが、遡及適用かどうかという話ではないと思います。

また、これも返還についても、返還せよと言っているとすれば、それはそのガイドライン違反で、だから返還しろと言っていると解釈されたのだと思いますが、もちろん、この資料からしてそんなことは言っていない。国のほうからそうしろということは言えないのだけれど、いずれにせよ、賦課金で面倒を見ることは難しいとはっきり言っているだけ。

これで国として無責任ではないかなどということを言われたら、それをちゃんと書くなどということをするれば、まさに岩船委員がおっしゃったような遡及適用になってしまう。だからこういう整理になっていると私は理解しています。いずれにせよ、私はこの事務局案を支持します。

それから、議論に出ていないことで、すごくマイナーなことで申し訳ないのですが、イ

インセンティブ設計のところ、ご提案に例外的なことがあり得るということは頭に入れておくべきかと思いました。例えば2年前から1年前にかけて大きく改善し、その後揺り戻しがあった事業者は、1年目はインセンティブをもらえるけど、2年目はペナルティー。1年目はごくわずかだけれども、この閾値は超えるという改善で、2年目もごくわずかな改善。

したがって、さっき言った事業者に比べて、2年前と比べれば、インセンティブ、ペナルティーとなった事業者のほうがはるかに大きく改善しているのにそうなることも原理的にはあり得る。あるいは、ある事業者がとても先進的な取り組みをした結果として大きく改善し、それを横展開した結果として、他の事業者の生産性が上がり、予測精度が上がり、その結果として、他の事業者が追い付いたとし、相対的なパフォーマンスだけを見ると悪くなって、ペナルティーなどということになったとすると、それはとてもまずい気がする。

今言ったような、すごく例外的なケース、机上の空論のような気がするのですが、そのような例外的なケースがあり得るので、ペナルティーになった事業者については、そういう何か例外的な事象があるとすれば、ペナルティーは免除することも考える余地はあるかと思いました。ただ、これはいろんな理由をあまりにも考えすぎると、ほとんどインセンティブの意味がなくなってしまうので、広げ過ぎてはいけないのは十分分かりますが、少なくとも今言ったような典型的な事例は、もし起こったとすれば、それはペナルティーを課すべきでないと思いました。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。他にご発言ご希望いらっしゃいます？ 岩船委員、もう一度ご発言ご希望ですか。

○岩船委員

はい。

○山内委員長

どうぞ。

○岩船委員

ありがとうございます。適正なコストが何かという話はいろいろあり得るとは思うんですけども、私は、ガイドラインの下で、適正なルール下で、市場で決定され負担された費用というのが、それが対応すべき適切なコストと私は思います。適切なコストを決めるために市場というものをつくったんだと思いますし、そうしないと、どんどんそのコストというのは恣意的になる。であれば、最初から市場は要らなかったんじゃないのという話もあり得ると思います。

次年度以降は、ルールの穴はふさがれて、もうこういうことが起こらないと思われまので、ですから、これはだからルールを変更することによって、その適切なコストが本当に適切になっていくということを繰り返して、市場が成熟していくんだと私は思います。なので、本来、今回、2022年度、市場を介して負担された費用が私は適切なコストだと思

います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。今、他に、オブザーバーの方から発言のご希望はありますか。  
小野委員、どうぞ発言ください。

○小野委員

ありがとうございます。今議論になっている調整力確保費用に関してですけれども、再エネ予測誤差に係わる調整力確保費用について、以前の小委員会においても、費用の見える化が重要と申し上げたところですが、今回の資料2に記載の案は、調整力確保に要した費用全体と、国民負担で支える部分の見える化に資するものであると理解いたします。

一般送配電事業者が調整力の調達に要した費用を確実に回収できることは、電力安定供給の観点からも重要です。三次調整力②にかかる費用が適正なものとなるよう、その事業者が需給調整市場ガイドラインにのっとり、適切かつ効率的な調達を努めることが第一前提ではあります。ただ、現在、電力価格が異例の水準で高騰する中で、FIT賦課金の負担は需要家にとって極めて重くなっています。FIT賦課金で負担する部分を、安定供給という需要家の利益に真に資する部分に限定することが重要と考えます。

その上で、今回、資料2で提示いただいたようなインセンティブ制度が有効に機能するよう、効果検証などを通じた見直しを行うことによって、事業者の効率的調達のための取り組みを引き続き推進していただきたいと思います。

続きまして、先ほど言えなかったんですけれども、資料1についてなんですが、今回、小売電気事業者、それから一般送配電事業者が、目的外利用の禁止というルールに逸脱した行為を行ったということについては非常に遺憾でありますし、大いに反省すべき点だと思います。ただ一方で、先ほど複数の委員からもございましたけれども、公正な競争への悪影響や、あるいは個人情報の保護等といった観点を踏まえつつ、適切な情報の利用のあり方を議論していくということは、このシステム全体でも理にかなうことではないかと思えます。

一般論として、FITが広く国民の負担によって支えられているということに鑑みれば、FIT認定発電事業者の情報というのは、可能な範囲で公開されるべきと考えられます。また、このことは、発電事業者にとっても、例えばFIT期間終了後の事業継続に有効に機能し得るものとも考えられると思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。資料2の三次②の調整力について簡単に申し上げます。

今回、事務局にまとめていただきましたように、なぜ中部だけがこんなに多いのかということ、その原因をきちんと検討した結果、ガイドライン違反とまでは言えないけれど

も、一方、実際には減らせるものも出てきたということですね。それが分かった以上、これを全部F I T賦課金で賄うというのは、需要家としてはなかなか受け入れ難いものもあります。

かといって、違反ではないものなので、これは大変難しい論点となります。けれども、賦課金での負担を減らすことも重要なので、今後も随時見直していただく、ということをお願いしたいと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次は高村委員、どうぞ。

○高村委員

ありがとうございます。事務局から今回、資料2で提案されている内容、特に考え方の整理について、整理された考え方について賛同いたします。

後半でありましたけれども、一つにはルールの明確化、あるいはルールの不備と足りなかったところがあるというところは、しっかり対応いただくと、今後明確化していただくという方向性だというふうに思っています。

遡及適用の議論がございましたけれども、事前の法を、それを変えることを、遡って変えることが禁止をされているものではないと思います。しかし、法自身が法の安定性、あるいは特に再エネの、この間の認定の議論でいきますと、再エネの拡大を進めていく上で、市場の予見性、信頼性を高めるといふ、そうした法の目的に照らして、遡及の適用については極めて慎重に行っていくということを確認してきたというふうに思っております。その意味では、遡及的な適用であるということだけをもって、この議論と、ここで出されている提案というものの他に問題があるというふうには私は思っておりません。

2つ目は、今のことにも関わりますけれども、再エネ特措法の下で、賦課金を支払うということは、これまでこの法の目的である再エネの拡大につながっていく、少なくともそうした公的な広い社会的な便益が生じるものに対して支払いをしてきたはずで、系統整備についても、したがって交付金の対象というのは、そうした観点から範囲を確定してきたと理解をしています。

今回、スライドの10のところにあります、経済差し替え等の便益について、生じているものがどこに帰属しているのかという問いの立て方というのは、まさにそこをしっかりと見るといふことだと思っております。広く社会的な便益、公的な便益が生じているというものでない限り、国民の電力の需要家の理解、納得が得られないというふうに思っています。

逆に事務局案で、もし、便益が広く社会に帰属するのに、含まれていない実際にかかったコスト、経費があるとすれば、その点については指摘をいただいて、その額について検討していただくということは全く吝かではありません。しかし、こうした資料2にある考え方に従って、この賦課金の利用については考えていただきたいというふうに思っています。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次は五十嵐委員です。五十嵐委員、どうぞご発言ください。

○五十嵐委員

ありがとうございます。資料1のほうにつきましては、再発防止に向けてということでお進めいただいているということで、送配電網協議会、電気事業連合会様のほうからもコンプライアンスの徹底というお話もございましたので、そのように進めていただきたいということで異存はございません。

ただ、他の委員からもご指摘がありましたとおり、システムの利用を過度に萎縮させてしまうようなことがあっては、再エネの拡大のために結局構築したシステムの有効活用が妨げられるということになりかねないかと思いますので、適切なシステムの利用のあり方について、引き続き見直しを続けていくという見方で進めていただければと思います。

資料2につきましては、いろんな議論がございました。私から新たに付け加えるというのはないんですが、事務局の整理いただいた見方、先ほど高村委員からもご指摘いただきました社会的な便益、再エネの拡大といった根本的なところからの分析、あり方ということで、事務局のお示しいただいた整理について私も賛同します。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。秋元委員、どうぞ。

○秋元委員

ありがとうございます。私は資料2について発言させていただきます。荻本委員の資料の中にあつた、2021年の扱いを明確に、という話がかかれていたと思うんですけども、私もそこに関してどうなっているのかということについて確認させていただければと思います。

もう一つは、前回欠席していて、この議論がどういう形になっていたのかというのはフォローし切れていないので、違ったことを言うかもしれないんですけども、今回、中部エリアについて検討されて、前回の資料ということで、中部を取り上げてということで、検討という話にはなっているんですけども、それ自体は額が大きいので、そこを検討することはいいいんですけど、その精算のところの記載が中部だけになっているところは若干気になっています。

同じようなことが他で起こっているのであれば、額の大小とは関係なく、全部同じように適用するというのが原則論だと思うので、その辺りの扱いについて、この資料だけだと中部だけ取り上げられて、扱いに関して記載されているようなところが多いので、そこについて、どういう扱いをするのかということについて教えていただきたいと思います。

もう一つですけれども、最後、経済差し替えと機会費用の計上というところに関して、両方で適切に検討するとかと何か、ここですね、「誠実に協議することが妥当である」というふうにかかれてはいるんですけども、先ほどからの議論では、ガイドライン違反はないということになっていて、それは明確だということだと思うんですけど、そうした場合に、この協議が非常に難しいんじゃないかと。ガイドライン違反があつたんだつたらクリアだ

と思うんですけど、ない中で、どうやってその額を、分担を決めていくのかということに関しては、非常に難しいような気がするので、誠実に協議といってもなかなか決めにくいところがあると思いますので、その辺りについて、少し事務局のご意見を聴かせていただけないでしょうか。以上です。

○山内委員長

ご質問が出ましたので。

○小川電力基盤整備課長

ご質問いただいておりますので、順次お答えしたいと思います。

まず、2021年の扱いについてどうなっているかというお尋ねがありました。これは2021年の分につきましては、この2022年の交付金を決める際にもいろいろなご意見もいただいている中で、その部分は2022年の交付金に入れることはしないということで来ております。今回は2022年のところの経緯を踏まえまして、2023年について、この2022年のところについての事後的な調整ということで議論になっているという意味では、2021年については、この調整というものの対象にはなっていないところがあります。

2021年につきましては、こちら当時電取委のほうからこれぐらいの費用をという、全体の見込みとの中で、2021年についてもいろいろ費用の扱いの見直しといった議論も当時ありました。そのより詳しいところ、当時の議論で言いますと、この場でも詳しい内容を十分見ないと、というご意見をいただいておりますが、その費用の詳しい内訳というのは、現時点ではそこは明確になっていない状況というところでもありますので、このところをどう考えていくのかというのは、今回いただいたご意見、事業者間での扱いなども何かできないのかといったご意見の中で、ここをどうしていくのかというのが今後の検討というふうに考えております。

それから、秋元委員から、中部エリア以外はどうかというお尋ねがありました。今のところ、この社会的便益のある形、この持ち下げ供出で、今回お示したような形での持ち下げ供出によって費用が追加的にかかった事例というのは、中部エリアに限定されるというふうに確認しておりますけれども、そういった意味では、今回の考え方というのが何か中部に特有のものではないというのはご指摘、ご質問いただいたとおりであります。

3点目、非常に難しいのではないかとご指摘いただきました事業者間の協議、これにつきましては、私どももそういった意味ではその議論のよすがになるところがない中で協議は非常に難しいというふうに考えております。一方でこの点につきましては、どういう形が望ましいか、あるいはもう少し考え方を整理してお示しするというのも一つあり得るかもしれませんので、今後のこの事業者間の協議におきまして、何かご要望などをいただくこともあるかもしれません。

そういった場合には、さらなる考え方の明確化、こちらはもちろんガイドラインとは無関係、無関係と言うとあれですけども、ガイドラインとの統制という意味では、既に示されたところではありますので、それにプラスアルファ、何か考え方など、例えばもう少し

示してほしいというご要望などがありましたら、それにはしっかり対応していきたいというふうに考えております。ご質問に対しては以上です。

○山内委員長

それでは、続きまして松本委員、どうぞご発言ください。

○松本委員

ありがとうございます。再エネ予測誤差に対応するための調整力確保費用について、簡潔にコメントさせていただきます。需給調整費用市場のルールの不備があって、グレーな部分があったわけなんですけれども、ルールが甘かったところに国民負担でどこまで見るのかというのが今回の論点かと思えます。

12 ページに事務局にお示しいただきました「FIT 交付金の対象費用は、応札量の増加に不可欠であった範囲に限定する必要がある。例えば、応札価格が必要以上に高かったと認められる場合は、超過分の費用を対象外とすべきである」という、この案に私は賛成をいたします。そして、14 ページの今後の市場監視等のあり方についても、この方向で積極的に進めていただきたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○山内委員長

ありがとうございます。次は圓尾委員、どうぞ。

○圓尾委員

圓尾です。資料2について、事務局のご提案に異論がないので、しゃべることはないかと思っていたのですが、先ほど小川電力基盤整備課長から、2021 年度についてはまだ詳細な分析ができていないのでこれからの議論、というお話がありました。これは速やかにやりましょうと申し上げておきたいと思えます。21 年もかなりの金額なので、これをこのまま放っておくのはフェアじゃないと思えます。どういう結論になるにしろ、きちっと分析して、議論を早めに詰めるべきだと思います。以上です。

○山内委員長

圓尾委員の他、あと委員の方はいらっしゃいませんか。とりあえずオブザーバーの方のご発言については、まず祓川オブザーバーです。どうぞご発言ください。

○祓川オブザーバー

祓川です。資料2についてですが、事務局のご提案、あるいは松村委員のご意見に賛成いたします。国民負担軽減のためにも、事務局提案に基づいて調達費用を引き下げること、一送さんに行っていただくことについての提案に賛成いたします。大変とは思いますが、一送さんの引き続きご努力に期待するところでございます。

また、電力市場については、前回意見を述べさせていただきましたが、引き続き改善を進めていただきたいと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次は増川オブザーバーですかね。

○増川オブザーバー

太陽光発電協会の増川でございます。よろしいでしょうか。

○山内委員長

はい、どうぞ。

○増川オブザーバー

まず一つ目は、資料2の再エネ予測誤差に対応するための調整力確保費用についてです。

これは、前回の本委員会においても抜本的な対策の例としてFITからFIPへの移行を促すことによって、FIT、インバランスの特例制度の①、それから③の量自体を減らすことの重要性を発言させていただきました。

また、前回ですけれども、風力発電協会の祓川オブザーバーからも、電力市場をクローズするタイミングを現在、前日の10時だと思えますけれども、後ろにずらすとかということによって、予測誤差を減らすなどの対策についても提案がありました。こういった対策については、ぜひ引き続きご検討願えればありがたいと思います。

さらにですけれども、比較的早期に実現できる可能性のある抜本的な対策の例でございますけれども、小売買取でありますFITインバランス特例の①から、送配電買取でありますFITインバランス特性③への移行を誘導する方法もあるのではないのでしょうか。なぜかと申しますと、一つには、FIT特例①に比較して、特例③のほうが、発電予測のタイミングが、より需給断面に近いということで、予測誤差を小さくできる可能性があるためです。これが一つ。

もう一つは、送配電買取であるFIT特例③については、欧州等で一般的に行われていると理解しておりますけれども、前日市場でいったん全量を売り、その後、時間前市場での売買で予測誤差に対応するというのもやっておると思います。そういうことも可能であると思われまして、前日市場ならびに時間前市場での売買の損益を交付金でまかなうという、そういうことにすれば、精算方法もよりシンプルで、かつ時間前市場の活性化にもつながるのではないかというふうに思います。

なお、FIT特例の①からFIT特例の③への移行に関しては、今、回避可能費用は、スポット市場の約定価格で算定されていると理解しておりますけれども、小売事業者にとっては、①から③に移行することで、特に経済的な不利益は生じないというふうに理解しております。以上のとおり、FITインバランス特例①から特例③への移行を促進することを含めた抜本的な解決策についてもぜひご検討いただければありがたいと思います。

もう一つ、あと資料1についてでございますけれども、再エネ業務管理システムの不正閲覧事案についてですけれども、これは私の理解ですけれども、20kW未満と、それから20kW以上を分けて考える必要があるというふうに思っております。20kW未満につきましては、これは住宅用の太陽光を含みますので、個人情報がたくさん、何百万件と多分あるかと思いますが、これについても相当厳格な管理が必要だと思います。

一方、20kW以上については、もう既に国によってFITの認定情報として公開されていることもありまして、その情報に関しては、例えば関係法令の許認可の状況とか、系統

接続のステータス等を含め、国、自治体、それから発電事業者、送配電事業者が積極的に活用することも検討すべきと思います。

そのために少しシステムの改修費用がかかるかもしれませんが、その効果の一例としては、系統接続に関するステータス送配電事業者が入力して、そのステータスを行政側が本システム上で確認できるようにすれば、F I T 認定申請時に必要となります系統接続に関する同意書等の提出が、それから行政側の確認が不要となるということもありますので、これは行政側にとっても申請者側にとっても大きな手間とかかる時間、行政のコストも含めて削減できるのではないかという効果も見込めると思いますので、こういったシステムの改修、効率化に向けたご検討もいただければ大変ありがたく思います。私からは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。一般的なコメントについては後ほどまとめて事務局からコメントさせていただきます。次は平岩オブザーバー、どうぞ。

○平岩オブザーバー

送配電網協議会の平岩でございます。ありがとうございます。私から再エネ予測誤差に対応するための調整力確保費用について発言させていただきます。まず基本的な考え方として、F I T インバランス特例制度において、再エネ導入拡大を図るため、本来は再エネ事業者が担うべき需給調整業務を一送が代行しているものであり、必要となる調整力の調達費用は適切に回収されるべきと考えます。その上で3点申し上げます。

まず、F I T 交付金と調達実績額の差額への対応についてですが、今回2020年の中部エリアの差額の要因について、さらなる調査・分析をしていただき感謝申し上げます。一方で、差額への対応については、起動費の重複計上は相当額を返還することが妥当と明確に記載いただいている一方で、経済差し替えと機会費用等の計上はガイドライン等改定の方向性を踏まえつつ、当事者間で返還を含めた費用の見直しを協議することが妥当と記載されており、持ち下げ供出の残る費用については、電取委において審議された内容を踏まえつつ、契約当事者間で誠実に協議することが考えられると記載されております。

これらの費用は今後、ガイドライン等の改定により認められない費用であり、F I T 交付金で支出することは妥当性を欠くという判断であれば、起動費の重複計上と同様に、基本的には発電事業者から一送に返還されるべきと考えます。発電事業者との協議の結果、合理的な金額が返還されず、一送の負担として受け入れ難い場合には、監視等委殿の紛争処理制度の活用も含めて、改めてその対応を国にご相談させていただきたいと考えております。

また14ページの今後の市場監視等のあり方に記載のある、引き続き、きめ細やかに取引を監視いただき、必要に応じて速やかに制度の見直しを検討することは重要と考えます。一送としては、調整力の調達の効率化に引き続き努めてまいります。発電事業者の入札行動のしわ寄せが一送に来て、過去分を含めて費用回収できない仕組みであれば、これは

持続可能な仕組みとは言えないと思います。

2点目は、24ページの23年度の調整力確保費用の金額水準案において、リード文にあります、交付金活用額の算出に調達不足が発生している2022年の取引実績量を使用することについて意見を申し上げます。一送では、取引会員と会員数の増加に向けた勧奨活動や、ホームページや説明会を通じた情報発信の充実など、調達不足の改善に向けた取り組みを進めておりますが、こうした取り組みにより、23年度の調達量および調達費用が増加すると、調達不足が発生している22年度の取引実績量を使用した23年度交付金見込額では不足する可能性があります。

このため、調達不足の改善に対し、ディスインセンティブが働く構造となってしまいますので、ディスインセンティブを解消し、調達に要した費用を確実に回収する観点からは、調達不足の改善などの要因による費用の増加分は、翌年度に調整する仕組みとしていただきますよう、ぜひともよろしく申し上げます。

最後に、20ページ左下の $\Delta kW$ 改善率の式について申し上げます。 $\Delta kW$ 改善率は、縦比較と、エリア間の横比較によって、一送各社にインセンティブやペナルティーを与える重要な指標となります。資料では、 $\Delta kW$ 改善率の分子は $\Delta kW$ の必要量の改善量、分母はFITの設備量となっておりますが、各エリアの地域特性を反映する指標とするには、分母を単純にFIT設備量とするのではなくて、エリア内のFIT設備の偏在状況や気象状況など、地域特性を反映している $\Delta kW$ 必要量とするほうが適切と考えますので、ぜひともご検討をお願いしたいと思います。私からは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。今、松村委員のほうで手が挙がりました。松村委員、どうぞ。

○松村委員

私は最後に発言するつもりで遅く出したのですが、ごめんなさい。

今の流れと関係ないことを言って申し訳ないのですが、スライド14で出された、これは適切なことを書いていただいたと思いますが、この重みを、電取委も広域機関もぜひ真摯に受け止めていただきたい。

特に電取委に関しては、私は、先ほど岩船委員の、これで穴が埋まったと、三次調整力②のところのガイドラインの穴が埋まったという認識を全く共有していない。監視等委員会の委員がそのような認識を持っていることに危機感を持っている。関係ないことを言うようですが、発言させていただきます。

委員会でガイドラインが改定されたときも、明らかにおかしいもので、すぐに対応できるものを対応したというのに過ぎない。本当にこれで問題が全て解消したという位置付けではなかったと私は理解しています。さらに、制度においても、三次調整力②の制度、あるいは入札のまさにガイドラインに直接関連するようなことを固定費に織り込みだとかいうようなことでも、まだ問題は山積みだと思います。その点は、私は繰り返し、繰り返し発言しているつもりです。

それで、穴が埋まったというような認識で監視等委員会の委員がいるとすると、危機的な状況ではと心配になります。まだまだやらなければいけない、ここを出てきた資料の重みを十分受け止めていただきたい。広域機関も含めて、この点については十分に考えていただきたい。コストを下げていくことはとても重要なことだということは再認識する必要がありますと思いました。割り込んで直接今日の議題とは関係ないことを言ってすみませんでした。

○山内委員長

ありがとうございます。次が鍋島オブザーバーです。鍋島オブザーバー、どうぞお願いいたします。

○鍋島オブザーバー

すみません、鍋島です。私も14ページのことについて発言しようかと思ってたんですけども。今般、監視等委としましては、8月に価格が高騰しましたので、直後に委員会で議論して調査をするという方針を取りました。これは相当大掛かりな調査でありまして、報告聴取で膨大なデータを集めて、分析の上、ルール改定につなげたところでありまして、

松村先生がまさにご指摘されたとおり、今般のルールにつきましては、分析の結果、すぐに特定でき、即効性のあるものについて手直しをしたものであります。私は、委員会の事務局のリソースについて、委員会の指導も受けながら配分をしていって、今後もこのルールの改善に向けた監視を行っていくということについては、重要だとは思いますが、やや戸惑うのは、改善をしたら、改善をする前のものは不備があったとかということでありまして、改善をすればするほど、何か悪いことをしていたかのような扱いになるようでは、なかなか、先ほどちょっと持続可能性という話もありましたけれども、直らないのではないかと思います。

今、目につくだけでも、例えば今回議論になっているような経済差し替えみたいなものについても、今こういうルールが変わったということですので、経済差し替えをしないまま、ずっと、やや運転費用を非効率に使い続けていたら、それが全額払われるのか、みたいな話になるのは、本当は望ましいことではないですし、改善とか工夫する余地というのはいろいろあるんだとは思いますが、それを、改善のプロセスをどんどん回すということが大事なのではないかというふうに思うところです。

市場ですから、いきなり完全なルールがあるというふうには思いませんし、私も物事を、問題を明らかにしないように、今の市場システムは完全ですと言ったほうが議論は収まるのかもしれませんが、先ほど松村先生のご指摘のあったとおり、まだまだ課題はあると思いますし、改善していくべきだと思いますし、そういう改善のプロセスがずっと続くような、そういうやり方であってほしいなというふうに思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。岡本オブザーバー、どうぞご発言ください。

○岡本オブザーバー

岡本でございます。ありがとうございます。

資料2につきまして、平岩オブザーバーからもご発言があったんですけども、FIT賦課金として仮に認められない部分というのは民・民で協議しなさいということになっているんですけども、ガイドラインにのっとって応札されている発電事業者さんが、全額返還に応じていただけるというのは非常に難しいんじゃないかと。私も法律のことはよく分かりませんが、仮に係争になった場合も、ガイドラインが参照されるのではないかとこのように思っています。

その場合、返還されない部分というのは、一般送配電が負担するということになります。こういった制度の不確実性のようなものが一般送配電事業にとって、費用回収リスクみたいなものを発生させることが無いように、ぜひご配慮をお願いしたいと思います。

そういう意味で、今後の見直しの方向性ということで私見を申し上げますと、起動費の二重計上ですとか、経済差し替えの扱いといったところが問題になっているというふうに思っております。これは発電事業者さんがいわゆる Three-Part Offer というのに基づいて、エネルギーとフレキシビリティを一括応札して、これをTSOが一括で調達する、全国の同時市場にするしかないのではないのかなというふうに思います。

そうすると、発電事業者側の応札の煩雑さも解消しますし、機会費用も透明性を持って自動的に算出できますし、市場監視の面でもいろいろ分けて、この応札は何によってこうなっているのかと分ける必要もなくて、全部シンプルに、見れば分かりますので、監視の面でも有効だというふうに思います。

また、全国の各エリアで調達するkWhですとか、調整力を同時約定することで、kWh市場と調整力市場へのお互いへの配慮と、どっちにどう出すのかといったようなことも不要になりますので、これはおそらくエリア間の取引も含めた全国の調達コストを抑えるということにつながるというふうに思います。

結局のところ、持続可能性というのを考えると、全国同時市場にするしかないんじゃないのかなというように感じておりますので、ぜひその方面の検討も早期にお願いしたいと思います。私から以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。今ご発言ご希望の方は全てご発言いただいたというふうに認識しておりますけど、他にご発言ご希望はありますか。

それでは、いろいろご意見をいただきましたので、事務局のほうからコメントがあればお願いしたいと思います。

○能村新エネルギー課長

まず資料1の関係でもご指摘いただきました。その関係でまず補足をさせていただきたいと思っております。

小野委員からも資料1の関係ということで、目的外費用というところに対する法律違反というところはしっかりそこを検証するということの上で、適切な情報の利用のあり方な

ども含めて考えていくべきだといったご指摘もいただいております。ここは実際に、現時点では送配電事業者の方のアクセスのみを認めているという中での対応ということと、社会全体の買取業務の効率化というところを含めて、丁寧な検証をした上での議論を積み上げていきたいなと思っております。

その際に、FIT特例①、③のところへの移行などのご提案などもございましたけれども、制度的な支障というところがあるというふうには理解しておりませんが、ご指摘いただいたようなところなどについても、関心を持ちながら全体の効率的な取り組みということについては議論をしていくことも可能性としてはあるのかなと思われました。

一方で、ご指摘のとおり2017年法改正を踏まえまして、20kW以上につきましては、認定ID、そして認定年度、場所などにつきまして公表しているというところでございます。これは小野委員からもご指摘いただいた、国民の負担に基づいたアセットにつきまして、しっかりと公表をしていくといったことなどの要請の中で、2017年法改正を踏まえた対応としてやっているということでございます。

その中で、20kW未満につきましては、屋根置き太陽光など個人が特定され得るということで、個人情報との配慮の中で、まさにオブザーバーからもご指摘いただいたように、分けた対応になっているということでございます。

こういう中で、どういった情報について公表されるべきなのか、もしくは20kW以上のものであっても、当然さまざまな企業もしくはその設備関連情報ということで、対外的には非公開にされるべきものもたくさんあるというふうに認識してございますので、今回の事象を踏まえながら、どういった情報が公表されるのかということ、また、どういった情報について買取業務などの効率化の観点からアプローチ、アクセスされるべきなのかといったこと。また、当然ですけれども、認定事業者の方々、もしくは国のみがアクセスできるものなど、公表する情報を本当にしっかりと精査することについても行っていければなと思っております。

また、資料2の後段のところにも幾つかご指摘いただいておりますけれども、インセンティブ設計などについては、今後かなり精査するところがあるかと思っておりますけれども、また実際にやっていく中での予見可能性を担保しつつ、その諸元などについてもしっかりと検証を積み重ねていきたいというふうに考えております。

#### ○小川電力基盤整備課長

続きまして、資料1の前半部分について、さまざまなご意見、ご提案とありがとうございました。時間軸で言うと、短期、中期、長期と分けて対応していきたいと思っております。安藤委員からは、具体的、今回の対応のところでもう少し掘り下げるところがあるのでないかというご提案もいただいております。また、長山委員からは、むしろ構造的なエリアごとの状況、東北の状況を調べるといったこともご提案いただいております。こうした足元の対応、そして構造的なところをどう見ていくか。さらには、同時指標ということでの検討を急ぐべきといったご意見もいただいております。

これら足元の課題への対応、特に持続可能性という点、複数の委員からもご指摘いただいております。いただいたご指摘を踏まえて、またよりよい仕組みとしていくように事務局としても取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。さまざまなご意見をいただきました。

2つの資料で議論していただいたんですけど、資料1のほうについては、今でも各社からの報告を受けて詳細を精査しているということでございますので、これは皆さんのご指摘のように、この検証を厳しくやっていただいて、それから経済産業省の管理する再エネ業務の管理システムの運営のあり方、このみなしを含めて対応をしっかりとやっていただきたいということだと思います。皆さんのご意見をまとめるとそういうことになるのではないかなと思います。

それから、再エネ予測誤差の調整力確保費用の話ですけれども、これも今、事務局からもご指摘いただいたように、非常に多方面から多角に及ぶご指摘をいただいたというふうに思います。基本的には、これは市場取引が適切に行われて、それが前提だということでもありますので、そこについては、これからも関係機関において厳しい目、あるいはその制度をつくっていく、こういうことが必要だということだと思います。

それで、2022年についてなんですけれども、これは違法というか、ルール違反以外は補填すべきだと、こういうようなご意見もありましたし、一方で、国民負担の観点というのも含めて、適切な費用に限定すべきと、こういうようなご意見もあったということでございます。基本的には何名かの委員が言われていました、ここのところは一致すると思うんですけど、適切な費用を交付対象とするという、この考え方です。これが非常に重要であって、その適切な費用とは何かと、こういうことになる。

それで、それは皆さんの解釈は少しずつ違っているかなとは思いましたが、この適切な費用の裏側にある考え方というのは、三次調整力②、この交付金というのは国民の理解で、その上に成り立っているというのが大前提だというふうに考えているんですね。そうしたことによれば、事務局のご提案というのは一つの考え方であって、これはおそらく多くの方はこういう方向を支持されたんだというふうに理解しています。ですので、私としては、こういう方向で進んでいただくのがよろしいかなというふうに思います。

一応、今回のこの取りまとめは、いろいろ議論が出ましたので、一つ確定的にまとめるのは難しいんですけども、皆さんのご意見の大きい流れというのはそういうことで理解できるのではないかなというふうに思います。

23年度以降の効率化ケース、インセンティブ設計というのは、いろいろこれもご指摘いただきました。これも別に反対しているというよりも、こういったものを見なきゃいけないよというようなご指摘がありましたので、これは事務局のほうで受け取っていただいて、ということだというふうに思っております。

そういったことを前提に、こういうご提案いただいた方向で交付金活用に必要な準備を

進めていただければというふうに思いますが、こういう形でまとめさせていただきます。よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、本日の議論は以上ということになりますが、事務局から追加的に何かございますか。

### 3. 閉会

○能村新エネルギー課長

事務局でございますけれども、次回の委員会を含めまして、また日程が決まり次第、経済産業省のホームページでご案内をさせていただければと思っております。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、本日の委員会を閉会とさせていただきます。本当に長時間にわたって熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。重要な論点でございますので、これを参考に進めさせていただきます。どうもありがとうございました。